

# 大阪府警備業協会暴力団等反社会的勢力排除連絡協議会会則

## (名 称)

第 1 条 この会は、「大阪府警備業協会暴力団等反社会的勢力排除連絡協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

## (目 的)

第 2 条 一般社団法人大阪府警備業協会(以下「本会」という。)の社会的公共性を認識し、警察及び関係機関・団体との緊密な連携によって、暴力団等反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋及び社会運動等標ぼうゴロをいう。)による各種不法・不当な行為を排除するとともに、事件事故を未然に防止し、もって適正な警備業務の提供により警備業界の健全な発展を図ることを目的とする。

## (事 業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 暴力団等反社会的勢力の排除に必要な情報交換、研究及び研修
- (2) 警備業務に係る暴力的不法行為の排除
- (3) 警察の暴力排除に対する協力
- (4) 暴力団等反社会的勢力を排除するための広報啓発活動
- (5) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

## (会 員)

第 4 条 協議会の会員は、本会の会長、副会長、専務理事、会員理事をもって構成する。

## (役 員)

第 5 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 幹 事 1名

## (役員を選任)

- 第 6 条 会長は、本会会長をもって充てる。
- 2 副会長は、本会副会長をもって充てる。
  - 3 幹事は、本会の専務理事をもって充てる。

## (役員の仕事)

- 第 7 条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 幹事は、会長及び副会長を補佐し、会務を執行する。

## (顧 問)

- 第 8 条 協議会に顧問を置く。
- 2 顧問は、次の関係行政機関等の推薦を得て、会長が委嘱する。  
大阪府警察本部刑事部捜査第四課暴力団対策室

大阪府警察組織犯罪対策本部  
大阪府警察本部生活安全部  
公益財団法人大阪府暴力追放推進センター  
大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会

- 3 顧問は、会長の諮問に応じるほか、必要に応じて協議会の会議(以下「会議」という。)に出席し、意見を述べることができる。

(参 与)

第 9 条 協議会に参与を置く。

- 2 参与は、前条第 2 項に定める関係機関の推薦を得て、会長が委嘱する。
- 3 参与は、必要に応じ会議に出席し、助言及び指導を行う。

(会 議)

第 10 条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、原則として年 1 回開催する。
- 3 総会は、会員全員の同意をもって構成し、会長が招集し主宰する。
- 4 総会は、会員全員の同意をもって、次の事項を議決する。
  - (1) 会則の制定及び改正
  - (2) 協議会の事業計画
  - (3) 協議会の運営に関する重要事項
- 5 役員会は、協議会の役員を持って構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 6 役員会は、事業計画の策定、会務の執行及び協議会の運営等に関する事項について審議、決定する。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、会議に顧問、参与及び会員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 11 条 協議会の会員及び会議に出席した者は、協議会に関して知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務局は、本会に置く。

付 則

- 1 この会則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この会則の一部を改正し、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。
- 3 この会則の一部を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この会則の一部を改正し、平成 26 年 6 月 6 日から施行する。
- 5 この会則の一部を改正し、平成 27 年 8 月 24 日から施行する。